## 意見案第2号

## 産業用大麻の産業化に向けた必要な環境整備を求める意見書

北海道ではこれまで次代の有用な農作物の一つとして、産業用大麻の試験栽培を進めてきたところであり、道が進める政策の基本的な方向性を示した「北海道総合計画」においても、地域の経済・社会を支える農業・農村づくりのため、その推進に取り組むこととしている。

この産業用大麻は、精神変容成分であるTHCをほとんど含まない、マリファナとは 区別されたすぐれた農作物であり、近年、遊休農地や耕作放棄地が拡大している現状を 打破し、農家の新しい収入源として、また新しい産業の創出と雇用につながる農作物と して期待されている。

産業用大麻は、その繊維からは衣類、縄、ひもができ、繊維を取った後の麻幹から建材、炭、プラスチック副原料、燃料、敷きわらが生産でき、さらには種子から食品、化粧品、塗料、潤滑油、葉から肥料、飼料、花から医薬品と多くの生活用品などに加工することが可能である。

また、病虫害に強く、痩せた土地や半乾燥地でも栽培が可能なことから、欧州、中国、カナダ、豪州など世界各国では、THCの含有量が0.3%未満などの品種について、栽培が可能となる規制緩和を実施したことにより、多様な製品が流通し、産業用大麻が地域の経済や雇用を支える重要な産業として成長している一方、我が国では、大麻取締法によって、THCの含有量にかかわらず、所有や栽培、譲渡などが厳しく制限され、地方創生に向けた産業化の見通しが立たない状況にある。

よって、国においては、産業用大麻の産業としての可能性を認識するとともに、地方 創生によって「しごと」を創出し、新たな「ひと」の創生を実現しながら、首都圏への 人口流出に歯どめをかけるとする国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の施策の方 向性にも合致した産業用大麻の産業化を実現するため、法整備やTHC検査態勢の確立 など必要な環境整備について早急に検討し、実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長 長 院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 農林水産業大臣 長済 内閣官房長官